

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ 第2回 議事録

令和元年7月9日(火)
13時00分～15時00分
文部科学省東館3階3F3会議室

〔出席者〕

(委員) 井上委員, 神吉委員, 辻委員, 戸田委員, 野田委員, 浜田委員 (計6名)
(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職,
松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第1回日本語教育の標準に関するワーキンググループ議事録(案)
- 2 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 3 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況(案)
- 4 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台

〔参考資料〕

- 1 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 2 日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方—第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要—
- 3 教育実習について(「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」改定版より抜粋)
- 4 日本語教育に関する閣議決定等

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月18日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から, 配布資料2「日本語教育能力の判定に関する検討事項」及び配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項(案)」, 配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台」の説明があり, 検討事項5の教育実習について意見交換を行った。
- 3 次回の日本語教育能力の判定に関するワーキンググループは8月9日(金)15時に開催されることを確認した。
- 4 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○野田座長

ただいまから, 第2回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを開会いたします。
配布資料1「日本語教育の標準に関するワーキンググループの議事録(案)」については, お気付きの点などありましたら, 1週間後の7月16日火曜日までにお知らせください。議事録の確定については, 座長に御一任いただきたいと思います。

では、議事1「教育能力の判定について」に入ります。今日の検討事項は、配布資料2「日本語教育能力の判定に関する検討事項」の「5. 教育実習について」、「6. その他の要件」を予定しております。

「検討事項1. 資格の目的・意義」から「検討事項4. 試験の受験資格について」までは、6月24日に開かれた日本語教育小委員会に審議経過を報告しております。本ワーキングの提案のうち、小委員会において同意・了承を得たものは、配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況（案）」の該当部分に丸印を付けて記載しております。

ただし、今後の検討事項の議論によって見直される可能性があるということを申し添えます。

それでは、今日の審議の一つ目である「検討事項5. 教育実習について」検討を始めたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項（案）」と、配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台」をお手元に御用意ください。配布資料3の5ページの「検討事項5. 教育実習」に、検討が必要と思われる下位項目が全部で七つあります。一つ目が、教育実習を必須とすることとしてよいかどうか。二つ目が、教育実習の仕組みについてです。こちらは、二つに分かれており、①が現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習について、②が試験合格者に対する教育実習の仕組みについてです。

②試験合格者に対する教育実習の仕組みは、日本語教師の教育能力等を評価する試験を受けた後、教育実習をする場合を指しています。二つの教育実習について、どのような仕組みがよいか、御議論いただきたいと思います。

①現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習とは、配布資料4「日本語教師資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台」の左側の大学の日本語教師養成課程と、右側の文化庁届出受理研修のことを指します。

続きまして、配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項（案）」の6ページに戻ってください。（3）教育実習の要件・指導項目については、平成31年の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の報告に示された内容でよいかどうかについて御議論いただきたいと思います。

（4）時間数についてですが、現状の1単位、これは45単位時間以上となっておりますところ、このままでよいかどうか論点です。

（5）教育実習の実施機関の確保のための措置は、どのような機関で教育実習が行われることが適切かという点について、御議論いただきたいと思います。

7ページ（6）養成課程・研修実施機関等の送り出し機関における指導の在り方について、（7）教員免許取得者等の教育経験を有する者について何らかの配慮が必要かどうかについて、三つこれまでの論点を挙げております。

以上、大きく七つの下位項目を挙げておりますが、この他にもございましたら、御意見を頂ければと思います。

続きまして、「検討事項6. その他の要件について」ですが、二つ挙げております。（1）学歴や科目履修等について、（2）資格の登録要件として、年齢・国籍などは問わないこととしてよいかどうかなど検討をお願いいたします。以上です。

○野田座長

それでは、順番に進めていきます。配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項（案）」の「検討事項5. 教育実習」の（1）教育実習を必須とすることとしてよいかについてです。教育課程については、現行の法務省告示基準の教員の要件のうち、大学等の課程、そ

れから420単位時間以上の研修については、教育実習が必須とされています。ただ、日本語教育能力検定試験合格者については教育実習は行われていない現状です。平成31年「日本語教育人材の養成研修の在り方について（報告）」では、試験合格者に対しても教育実習の受講が望ましいという提言が示されています。

これまでの審議を踏まえて、委員の皆様には教育実習を必須要件とするかどうかについて御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

（「必須とすべき」の声あり）

○野田座長

一斉にお声が上がりました。必須とするということで、全員一致ですね。先ほど申しました報告でも、教育実習の受講が望ましいと提言されているところ、ワーキンググループとしては教育実習を必須とするという結論で小委員会に報告したいと思います。

○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。できましたら、理由について少し御意見いただけますでしょうか。

○井上委員

採用する立場としては、実習経験が全くない人には実践力がどれくらいあるのかという点で不安があります。その方にとっても試験に合格したというだけで、何の実習経験もないというのは教壇に立つ上で不安だろうと思います。現に、試験合格者が実践力に不安を覚えて、実習を中心とした養成研修コースに通っているという方も多くいるようです。やはり現職日本語教師を目指す上で、実習経験は必須のものだと思います。

もう一つ、これは教育実習の中の教壇実習に限る話かもしれませんが、私どもの日本語学校で受け入れている大学生などは、教壇実習を経験すると、日本語教師になる予定がなかった人でも、将来日本語教師になりたいという思いを強くする人も出てきます。日本語教師の仕事の魅力発信と日本語教師の数の確保という点でも、現場を経験する実習は有効だと思います。

○辻委員

試験は、基本的に知識を問うためのものだと思います。実際に教室の教壇に立ち、どう出てくるかわからない相手に対して、反応を探りながらどのように対応するか。これは実習を通してしか得られない経験だと思います。知識だけを伝えるような授業展開をしている時代であればよかったのかもしれませんが、今はそうではなく、日本語教育には、人材としての成長や社会文化理解、日本語によるコミュニケーション能力の育成という教育が求められている現状にあって教育実習は必須だと考えます。

○戸田委員

井上委員から採用側の視点からお話がありました。学習者側にとっても教壇経験のある教師であることは大事な点だと思います。また、日本語教育もいろいろな新しい手法なども出てきていますから、その教授法に触れるということは極めて重要だと思います。

○井上委員

平成31年報告の22ページに、「コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること」が日本語教育人材の資質・能力として求められています。このような日本語教育の特性を理解するためにも、教育実習は有効と言えると思います。

○野田座長

そうですね。結論としては、今、挙げてくださった理由を添え、教育実習を必須とするということで、小委員会に上げていきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして（２）教育実習の①現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習についてです。現在、教育実習の要件は、平成31年報告の44ページに内容を定めておりますが、参考資料3「教育実習について」にもありますように、教育実習の指導項目としては①から⑥が挙げられています。オリエンテーション、授業見学、授業準備、教案・教材作成等、模擬授業、教壇実習、教育実習全体の振り返りというようになっておりまして、その下に実習内容の例が挙がっています。

報告が基本になると思えますが、これ以上の要件を定めたり、具体的に記載したり、修正したりすることについて、御意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。井上委員、お願いします。

○井上委員

再び採用側からの意見なのですが、一般的に告示校の授業では、45分あるいは50分を1日4コマ通して教えるケースが多いと思えます。そのため教壇実習も、最低1日4コマ程度を経験することが望ましいと思っています。しかし、この報告書を読むと時間数のハードルがかなり低い設定になっているため、やや物足りない気がします。ただ、資格の要件として最低限のラインを決めるといふことなら、この程度で良いかもしれません。

○野田座長

ありがとうございます。

○増田日本語教育専門職

進行の確認ですが、（２）教育実習の仕組みの審議は後に回して、先に6ページに書かれた（３）教育実習の内容について、（４）時間数について、を先に検討いただいた上で、（２）教育実習の仕組みに戻るといふ形でよろしいでしょうか。

○野田座長

そのように進めていきましょう。

○辻委員

（３）教育実習の内容について、オリエンテーションから授業見学、授業準備、そして模擬授業、教壇実習、全体の振り返り、この流れは妥当ではないかと思えます。今、井上委員がおっしゃったように、質や回数などは今後の審議課題にしなければいけないと思えますが、流れとしてはいいのではないかと思えます。

○井上委員

私も、流れとしてはいいと思えます。

○野田座長

そうしましたら、大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習については、参考資料3「教育実習について（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」改定版より抜粋）」から変更意見はないということで皆さんの意見が一致していると考えてよろしいでしょうか。

○増田日本語教育専門職

（２）の教育実習の仕組みの①「現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習につ

いて」と②「試験合格者（所属なし）に対する教育実習の仕組みについて」は、別途、一つの項目ずつ御議論いただければと思っております。

○野田座長

まず①の方ですね。②「試験合格者（所属なし）に対する教育実習の仕組みについて」の方は全く新しい形になりますが、①「現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習について」は流れとしては同じになります。従って、皆さんから変えないといけないなどの御意見はないと理解してよろしいでしょうか。

○辻委員

日本語学校の中でも教育実習を行っていますが、大学の中で行われている教育実習がどのようなものか教えていただけますか。

○野田座長

大学によっても違うと思うのですが。

○辻委員

違いますよね。しかし、この流れは同じでしょうか。

○野田座長

参考資料3「教育実習について」が基本になっていると思います。

○辻委員

大学の中で留学生を対象に行われる場合もあるし、外の機関でなされる場合もあるということですね。

○野田座長

そうですね。日本語学校、あるいは海外の提携校など、様々なケースがあります。また、学内の留学生を扱っているセンター等で実施している大学もあります。事前のオリエンテーションや授業準備は普通の教室で行っていると思います。

○辻委員

なるほど。分かりました。

○浜田委員

恐らく、大学の先生が全ての課程を担われるということはないかもしれませんが。例えば、日本語学校で実習をさせていただく場合は、日本語学校の先生方の御指導を頂きながら行うと思います。この資料にもあるように、大学として責任を持って評価をする仕組みがありますので、そこで質の担保ができると考えています。

○辻委員

分かりました。

○井上委員

私どもの学校は何校かの大学から教育実習を長年受け入れていますが、大学によってやり方が違

っています。期間としてはおおむね2週間で正味10日間です。どういう内容にしたらいいのですかとこちらが聞くと、大学によっては、1時間必ず教壇実習を入れてくださいなどのリクエストがあるところもありますし、全くお任せしますというところもあります。

それから、大学の先生がまず日本語学校をきちんと見極めた上で、学生に挨拶に行かせるというようなところもあれば、大学の先生がノータッチで、勝手に探してきなさいというところもあります。私たちとしては、先生が何もタッチしないで学生だけが飛びこんで来られても、少し困るなということがあります。

○浜田委員

先ほどもこれはあくまでも最低ラインで、どうやって中身の質を担保していくかということが大きな課題だと思います。丸投げでほんとうにいいのかどうか。あるいは、実習の教壇実習の在り方についても、ほかの講義についても質をどのように担保していくのか。このようなことを、別の仕組みを作る形でやっていかないと、実質的に力のある教員を育てるのは難しいかなと思います。

○井上委員

日本語学校という場を大学はもっと活用していいと思います。今、750校も日本語学校があつて、大学の数と同じぐらいあるわけです。そして、学習者もかなり多様化してきています。従来の留学生だけではなく、多様な学習者を擁していますので、いろいろな経験ができる場として活用の仕方があるのではないかと思います。日本語学校をもっと活用する仕組みを考えてもいいのではないかと思います。

○野田座長

仕組みが出来た後の実際の運用について、その後、議論が必要になりますね。

○井上委員

そうですね。

○野田座長

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、②「試験合格者（所属なし）に対する教育実習の仕組みについて」、6ページに参ります。試験合格者に対する教育実習の仕組みについてです。これまで、試験合格者については教育実習が全く行われていませんでしたので、新たな仕組みになる部分です。今までの日本語教師養成研修においては、試験合格者で教育経験がない方に対して、実践力の養成のために教育実習のみの研修を提供している機関もあります。また、大学でも科目履修プログラムなど、地域に開かれた日本語教師養成プログラムを持っている大学もあると聞いています。そのような大学や、日本語教師の養成研修のプログラム内において、教育実習を受けるということも考えられます。また、今後就労希望者や生活者としての外国人に対する日本語教室など、多様な実習受入機関で教育実習が行われるという可能性もあります。今までにない仕組みの部分になりますので、十分御意見伺いたいと思います。

○浜田委員

多様な学習者を対象にした実習は、私も魅力的だと思います。日本語学校で勉強している学習者と地域で学習されている方、あるいは技能実習をしながら学習しているという方はかなり違います。そういった多様な学習者に触れられる機会が増えることはいいことです。しっかりとした仕組みを作って運用できるようになればと思います。

○野田座長

あまり画一的なものではなくて、ある特定の方々に日本語を教えたいと思っている人は、その方々が学ぶ機関で実習できるように、多様な実習先があるといいという御意見だということですね。

○浜田委員

はい、多様な実習を体験したということ自分のキャリアの中に位置付けることもできるのではないのでしょうか。

○辻委員

その際に必要になるのが、その機関が証明書を出してくれることが必要だと思います。実際にいろいろなルールのもが出てくるだろうと思います。極端な例を言うと、友達の外国人に少し日本語を教えたことが実習になるのかと言うと、それはおそらく違うだろうと感じています。まだ限定はできませんが、何らかの証明書が出せるシステムがいいのではないかと思います。

○野田座長

本人の申告のみという仕組みはあり得ないので、何らかの形で認定する仕組みは必要になってきます。

○戸田委員

就労者に対する日本語研修や、地域での日本語研修なども選択肢の中に入れてもよいとは思いますが、土台となる一つの形となるような実習を経験してから、そのような実習を経験する形の方がいいのではないかと思います。実習の際にすぐ就労者や地域ではなくて、一つの形を経験した上で分かれていく方がいいという考え方もあると思います。

○増田日本語教育専門職

戸田委員が今おっしゃった一つの形とは、どのようなものをイメージしておられますか。

○戸田委員

資格を持った方がいきなり就労者に指導するというのではなく、その前提となる典型的な、どのように説明したらいいのか難しいのですが。

○増田日本語教育専門職

これは資格を取得する前の方でしょうか。

○戸田委員

はい。

○増田日本語教育専門職

この教育実習は、民間の420単位時間の養成研修で行われている教育実習や、大学で行われている教育実習と同じことをイメージしています。今も実際に多様な教育実習が行われていると思いますが、もしも、「このような教育実習を必須として経験したほうが良い」というもののイメージがあれば、共有しておいた方がよいと思ひまして伺ったところです。それはマンツーマンではなく、クラス授業のようなイメージですか。

○戸田委員

はい、地域の日本語教室の場合はマンツーマンが圧倒的に多いと思います。そうではなくて、教壇での授業を体験した上で、マンツーマンで教えることがあってもよいのではないかと思います。

○辻委員

基本の形ですね。

○戸田委員

はい、基本のパターンのようなものを学ぶべきではないかと思います。

○辻委員

恐らく、実際には届出受理機関ではそうなっていると思います。養成講座や大学等で実習する場合、現在行われているのはクラス授業でしょう。グループレッスンもあるのかもしれませんが、似たようなパターンがあると感じます。それは資格となる教育実習として経験しておいた方がいいだろうということですね。

○戸田委員

そうです。

○野田座長

先ほど浜田委員は、少し違うお考えであるとお聞きしました。全員が同じ教育実習を行うのではなくて、それぞれの機関がそこに合ったやり方で教育実習を受ける方がいいのではないかと御意見だと思えますが、いかがでしょうか。

○戸田委員

それもよく分かります。地域の日本語教室でこれから教えていきたいという場合には、地域での教育実習が行われることが理想的だと思います。ただし、教壇での授業の経験というのはなかなか得がたいものですからあってもよいかなと考えました。これは一つの意見です。

○野田座長

実習の要件として教壇実習は行うべきなのかについて、浜田委員はあってもよいとお考えになっていますが、あってもよいし別の形でもよいのかもしれないというご意見ですね。

○戸田委員

私は何か共通したものがあるべきだろうと思っています。特に、この②「試験合格者（所属なし）に対する教育実習の仕組みについて」に関しては必要ではないでしょうか。

○浜田委員

クラスで全体をコントロールしながら、たくさんの学習者の様子をモニターしながら授業を進めていくことに対しては特に高いスキルが求められます。それはもちろん有効な求められる資質の一つだと思います。例えば、日本語学校に就職される方の場合には、そういう実習を体験していない方は採用しないということはあると思います。

ただし、地域で教える方々には別のスキルがあり、生活者の背景を見ながら、個々のニーズを一緒に探り当てながら力を伸ばしていく。しかも、学校型ではない非定型的な形で力を付けていくかということを検討し臨機応変に教育プランを作っていくというこれまでとは異なる力が求められます。

そこでどちらが基本かということを決めるのは難しいと思います。反対に、地域で教えるのに教室しかやったことない人は役に立たないとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。ですので、ここでどちらが基本でどちらが必須かと言うのは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

○辻委員

私も、子供たちの日本語教育に関しては、一般に行われている成人に対する授業とは違う形になると思います。そういうところを目指される方は、そのような環境での教育実習が生きてくるのではないかと思います。ですので、あまり限定的にしないで、それぞれの方がそれぞれの場で目指すものを実現できる形がいいのではないかとこのように考えます。

○井上委員

参考までに教えていただきたいのですが、例えば学校教育の場、中学や高校などで教育実習を行う場合には、文部科学省からの学習指導要領などでこういうことをやりなさいという具体的な内容が決められていますか。

○浜田委員

学校教育ですので、学習指導要領に従った教育活動を行うことになると思います。

○井上委員

それは、どの程度の内容が縛りとしてありますか。

○浜田委員

縛りという意味では、全くないと思います。例えば、教科書のこの単元を担当してくださいと言われて、そのプランニングについては、指導の先生と相談をしながら進めます。そして、自分で考えて指導案を書いていくという活動になると思います。

○井上委員

時間数は一律に決められているのですか。

○浜田委員

学校によって異なります。実習期間は決められていますが、実習要件の中で教壇実習が何時間と決められていないのと同じように、教壇に立つ時間についての規定はありません。

○井上委員

ありがとうございます。

○野田座長

実習先はどこでないといけないということはないと思います。中学と高校の教員免許を両方取りたいときに、両方行きなさいということはありません。中学だけに実習に行って高校の免許も取ることができる。どちらかを経験すればよいということになっているのだと思います。

○井上委員

先ほどお伺いしたのですが、例えば高校で社会科の教員免許を取るために教育実習をやりました。次に体育の教員免許を取りたいという場合には教育実習は要らないようです。ですから、教科が全く違っていても、実習が免除される仕組みになっています。

○浜田委員

教員になるための実習ですので、教科についての科目を履修していなければ免許状はもらえません。しかし、実習についてはそうではありません。実習は別に教科を教えるだけではなくて、学級活動や、中学校以下では、道徳など様々な活動を行いますので、1回で良いということになっています。

○井上委員

学習指導要領には実習の趣旨や考え方が書かれていて、その教科の内容や対象にはあまり関係なく、授業の運営の仕方を経験するというような趣旨になっているということでしょうか。

○浜田委員

対象については、例えば小学校の免許を取るためには小学校で実習をしなければなりません。中学と高校については、どちらかに行けば両方取れるということだったと思います。

○辻委員

つまり、教職の場合は基本形から入って、対象のバリエーションがあると考えていいのでしょうか。

○浜田委員

恐らく、そういう意味での基本形というのがないと思います。日本語教育人材ということできると、この全てが基本形であると思います。

○辻委員

そうですね。

○増田日本語教育専門職

基本形はないにしても、教員免許を取得する際の教育実習では子供たちを知るとか、学校現場を知るといったことがあると思います。日本語教員養成の場合は、現行では外国人に一目も会わなくとも課程を修了することができてしまいます。外国人学習者の教育現場を一度は目にするといったことが盛り込まれた方が良いという御意見も頂いているところです。

○野田座長

いかがでしょうか。どの観点でも結構です。

○井上委員

今、仕組みの在り方ということについて言いますと、先ほど、日本語学校をもっと活用したらという意見を申し上げましたが、そうは言うものの、(3)の①から⑥まで出ている教育実習のメニュー全てを日本語学校が請け負うというのはかなりの負担になります。実際問題として、皆、例えば主任の先生であるとか、経験の長い先生が講義の担当をすることになった場合、受入れが難しいという学校が多いと思います。大学とうまく連携し合えば、例えば②の授業見学、それから、1時間だけ教壇実習をやるなど部分的に日本語学校が請け負う形にして、あとは大学側が責任を持ってやるというような連携の仕組みが出来れば良いと思っています。

○野田座長

先ほどの①の現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習についてはそれで良いと思うのですが、②の試験合格者については所属がないので、今おっしゃった連携先がないわけです。

○高橋国語課長

今回の資格の検討範囲につきましては、これまでの御審議において、日本語教師の養成段階の部分ということになっていたかと思います。教育実習の現場として、「生活者としての外国人」に対する日本語教育を行う地域の日本語教室や、就労者に対する日本語教育実施機関などを積極的に認めていくというと、むしろ、これまでの御審議や「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」の報告書において初任段階で行うこととされていた研修内容にまで関わることになると思います。従来、養成の段階は共通的な能力を身に付けるという整理だったと思います。

○野田座長

養成段階は、活動分野が分かれておらず、どの分野にでも対応できる基礎的な資質・能力を身に付けるというイメージだと思います。初任、中堅と上がっていくほど専門化していくということですね。養成段階の教育実習の現場に各活動分野が入らないということはないと考えています。むしろ、多様な現場に接することが重要ではないでしょうか。

○高橋国語課長

この資格が養成段階で身に付けるべき資質・能力を確認するという目的であるならば、そのときの教育実習は何を見ていくのかということだと思います。そうすると、報告書では大きな考え方が示されていますので、報告書で求められる資質・能力と教育実習現場や実習形態との整合性をどのように取るかが課題となると思います。

○野田座長

今までの議論では、日本語学校のような、教室である程度の人数に限った指導という教育実習の形態が基本ではないという方向だと理解しました。そうすると、教育実習先としては、日本語教育をやっているところであれば、どういう形態でもいいという方向にまとまりつつあると思いますが。

○高橋国語課長

それで、教員養成における教育の質、平成31年の報告書に示された資質・能力との整合性は確保されるということでしょうか。

○野田座長

確保されていると思います。

○高橋国語課長

そうすると、実習現場の確保の観点から、多様な機関を認めるということですが、教育実習を実施する教育機関としては、大学の科目等履修や、文化庁届出受理機関が提供している教育実習の仕組みを活用し、これらの教育機関が実習先として地域の日本語教室や就労研修実施機関などを確保していれば、多様な教育現場での実習現場も、一定の質もどちらも確保できるのではないのでしょうか。

○野田座長

実習先と教育実習実施機関については、今の仕組みでも大学で科目履修生などで受け入れてくれ

るところがあれば出来るわけです。それは、現行とそれほど変わらないのですが、恐らく、新たに、今まで日本語教育能力検定試験を受けただけで教育実習をしていなかった方が大量に出てきて、既存の教育実習実施機関だけで対応できない可能性があるときに、新たに、日本語学校などの機関が、実習の実施主体になれるのかどうかという点が論点ですね。

○高橋国語課長

実際の需要への対応という点については、既存の教育実習実施機関でも恐らく対応ができると考えています。もう一つ、(7) 実務経験と実習の概念整理が必要ではないでしょうか。

○野田座長

(7) は直接関係ないと思いますので、順番の一つずつ行きましょう。教育実習の実施機関です。

○辻委員

所属がない方たちが教育実習を受講するに当たって、どこかに所属しないといけないのかどうかという問題ですね。

○野田座長

そうですね。

○辻委員

例えば、日本語学校で引き受ける場合、試験合格のみですから、大学でしっかり先生についていらっしゃる方が日本語学校に来て実習受ける場合とは全然レベルが違うと思います。やはり試験合格者に対する教育実習は、①とは前提が違うものだと改めて思います。従って、日本語学校で教育実習を受け入れる場合には、私たち告示校は、日本語教師養成の教育をしなければいけないぐらいの負担になるだろうと考えます。

○野田座長

そうですね。

○井上委員

ただ、日本語学校もいろいろあって、中にはこの教育実習①から⑥をパックで、こういうコースとして設定して、それなりの料金設定をして、ビジネスとしてやろうというところがもしかしたらあるかもしれません。それが、課程としてしかるべきところがきちんと認定していれば、それもありませんかと思えます。

○辻委員

教育実習に付随した教育を行えるかどうかということになると思います。

○野田座長

教育実習と言ったときは、参考資料3「教育実習について」で言うと①から⑥まで全部ですね。

○辻委員

はい。実際に今日本語学校で行われている教育実習は、①から⑥まで指導されていますが、大学でそれなりの教育を受けてきた方が短期間で現場で実践的な体験をするので、それが可能なのだと思います。そうではない方、試験合格だけという方がいらしたときに、どこまで対応できるでしょう。

今、井上委員がおっしゃったように、特別な日本語学校であればコースを立てて実施できるかもしれないということですね。

○増田日本語教育専門職

教案指導や教材・教具・テスト作成など実践力育成を目指した教育実習を研修コースとして別立てて実施している民間の日本語教師養成研修機関は数多くあります。参考ですが、日本語教育能力検定試験合格者は、平成30年度では約2,000人ですので、教育実習受講希望者があふれて困難な状況になるとは考えにくいのではないのでしょうか。

文化庁に届け出をいただいている約150の養成研修では、全体で年間6,000人以上の受講者を許容できる定員枠をお持ちです。実際の受講者数は年間4000人程度であり、まだ受入れ可能な状況にあります。全国で見ると、一部都道府県には養成機関がないという課題はあると思いますが、数が足りないから教育実習のみ実施する機関を喫緊に増やさなければならないという状況にはないという認識を持っております。

○浜田委員

先ほど課長がおっしゃったように、質が確保された機関が責任を持って指導をするという体制が重要だということはよく理解できます。あえてその他の機関での実施も認めてはどうかと提案をさせていただきました。私自身、まだ迷っているところもあるのですが、実習に来ると学習者と接することでモチベーションが高まり、その現場で頑張ろうという気持ちになるというお話が、先程井上委員からありました。日本語学校や大学が多様な実習先を求める中で、そういう可能性もあるかもしれませんが、機関がインターンシップのような形で教員志望の人を集めて、そこで後輩を育てていくというような考え方の実習があつていいのではないかと考えています。反対に、実習の指導者をどう確保していくかは難しい問題になると思うのですが、多様な学習者に対応するための教師を育てる制度ということで、新しい提案をさせていただきました。

○戸田委員

就労現場や地域で、どこが受け入れて実習修了を認定していくかは、大事なことだと思いますが、就労者を対象とした日本語研修の場を、実習受入先にするのは現実的に難しいのではないかと思います。

○神吉委員

実習をどこで行うかについては、基本的には、既存のコースを一層活用する方向が有効だと思います。ただ、一方で、大局的に見て、今の日本語教育の現場の質という問題があると思います。言い方が難しいのですが、ある意味、教育手法の再生産になってしまうようなところがあるのではないかと危惧しています。ではどうするかと言われると解はないのですが、今あるところに持っていくということの、教育実習の在り方そのものに対する問題意識を持ちながら進めていかなければいけないように思います。

○野田座長

そうですね。今ある機関を前提にすると、どういう形になるのでしょうか。

○高橋国語課長

そもそもの議論になるのですが、資格として認定する要件の一つになるので、質の確保が問題になるということです。もう一つは、教育実習を実施する機関と、教育実習の現場の確保は別の問題として考える必要があると思います。

例えば学校の教員免許であれば、教育実習は大学が実施機関となり、大学を通して学校現場に行き、大学で単位を出していただくわけです。単位化しますので、教育の主体はあくまでも大学になります。

①と②の水準を合わせるという課題もあります。①は単位認定や成績による修了認定などきっちり行う体制があります。②でも同じ資格を取れることになるわけですから、同等の体制が実習実施機関に求められるのではないのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

現行の文化庁届出において教育実習について確認している点は、どのような方が指導教官になれるのか、評価の仕組みが客観的であり、適切に評価・フィードバックがなされる体制・環境か、実習現場となるコースプログラムの規模など定員人数の実習生を受け入れられる現場が用意されているかについてです。

御質問のように、教育実習だけのコースを作って新たに受け入れたり、インターンシップのような形で受け入れたりする単独の機関が、既存の届出受理機関のように、文化庁に届出を行い教育実施機関としての一定の質を確認できれば体制的には可能だとは思いますが。ただ、現行の届出制度は許認可ほどの指導は行えておりません。実地調査等も行えておりません。

○野田座長

つまり、①については概ね問題なく、教員免許と、ある意味同じような形になると思うのですが、②の試験合格者は、大学で実習コースを提供しても、大学の所属にはならないでしょうね。

○高橋国語課長

大学や420時間研修コースが教育実習の実施機関として、また実習現場と教育内容に責任を持つ機関として、教育実習の単位認定や履修証明を出すということになるかと思えます。

実態として届出受理機関で教育実習だけのコースがあり、①と同等の質が担保されていると考えられることから、②についても既存の機関において対応可能ではないかと考えられます。

○野田座長

ただ、どうなのでしょう。420時間養成研修は今の告示基準の教員要件の枠組みがあるので、420時間で研修しているのであって、新たな仕組みになったとき、420時間というのがどうなるか。そのまま続けられるのかどうか。試験と実習だけで資格の登録要件になるわけですから、何のメリットもないわけですね。今の仕組みを前提にすると心配があります。

○浜田委員

別の観点です。先ほどから話題になっている地方の格差は、私は実は大きな問題だと思っています。例えば私は京都で勤めていますが、同じ京都の中でも養成講座は京都市内にしかないのも、遠隔地の方は実際に日本語教師の勉強をしたくてもできないというようなお声がかなりあります。しかも実習ということになると、一定期間毎日通わないといけないので、実質的に日本語学校が近くにないような地域では、その仕組みだけだと実習を受けるのが難しくなってくるのではないかと思います。むしろ、今、日本語学校がない地域で日本語教師が不足をしている現状がありますので、告示校だけでニーズを満たせるかということ、かなり危ないのではないかと思います。

○野田座長

結論は、今日のところは出しにくいと思います。引き続き、御意見を伺っていきたいと思います。小委員会で御意見を頂くこととなります。今日でこのワーキングが終わりではありませんので、引

き続き、議論を深めていくということで、よろしいですか。

では、(2)についてはここまでとさせていただいて、次に進みます。(5)教育実習の実施機関の確保のための措置です。これについては、教育実習の送り出し機関が認定するというもののほかに、単独で教育実習を行う機関もあると思います。そういう場合、認定などの質を担保する仕組みが必要ではないかという意見もあるかと思いますが。どこまで現実的かも含めて御意見を頂きたいと思います。

○浜田委員

私は実習が多様な機関でされた方がいいと思っています。質を担保するための認証機関のようなものの設置も含めて検討するべきだと思っています。

○野田座長

教育実習についての認証機関ということですね。

○辻委員

この問題は、先ほどの②の所属なしの方たちが実習を受ける受入先としても機能するわけですね。教育実習の実施機関は、教育実習現場や成績に認証を出し、承認を行うところですから、②の方たちを受け入れる場所になる可能性があると思います。

○野田座長

それもありますし、①のタイプでも入ってくると思います。

○辻委員

結局、同じものなのですね。そういう機関が対応すべきという考えに異論はないのですが、どういう認定の仕方をするか、どういう要件があったら認定するかは、次に決めなければいけないことだろうと思います。

○野田座長

それも含めて御意見を頂ければと思います。

○神吉委員

今、(5)の議論だと思いますが、教育実習の実施機関は、教育の質を担保する観点から、指導が受けられる体制を備えた教育機関で対応することが適当ではないかということですので、私はそれが適当だと思います。

○井上委員

私もこれが適当だと思うのですが、指導が受けられる体制を備えた教育機関の後、括弧書きで、大学及び文化庁届け出受理日本語教師研修実施機関と二つだけに限定されていますが、課程認証がきちんとできるシステムがあれば、ここに日本語学校が含まれてもいいと思います。

○神吉委員

それについては賛成です。

○野田座長

日本語学校以外でもいいというのは、浜田委員の御意見でした。ですから、大学、それから文化庁

届出受理日本語教師研修実施機関に加えて、それ以外の、例えば日本語学校などの様々な日本語教育実施機関みたいなのところも含めるということですね。

○辻委員

それは、最初に議論になった証明書が出せる機関として存在する大学と届出受理機関ではないかと思います。文化庁届け出受理ということであれば、生活者対象の教育実習現場や、就労者対象コースであったとしても、いろいろな機関が文化庁に申請して、受理されれば問題はないということですね。

○野田座長

そういう意味合いですね。それをもっと広げてはどうかという御意見がありました。戸田委員。

○戸田委員

教育実習の現場を広げるということに賛成です。そうすると、認証する機関は必ず設置する必要があるだろうと思います。

○野田座長

はい。専門職、どうぞ。

○増田日本語教育専門職

認証がそんなに簡単なことではないと思い、お尋ねする次第です。例えば、日本語教育機関開設予定団体が教師を確保できないため、自ら日本語教師養成研修を実施し職員に受講させ修了証を出したいという話も耳にします。具体的にどのような現場を教育実習実施機関として認証することを想定しておられますか。また、そういった機関には教育実習生を指導できる講師がいるのでしょうか。例えばどういうところなのか、例を挙げていただけますと有難いです。

○神吉委員

公益財団とか、そういう形で日本語教育をやっているところが考えられるのではないのでしょうか。

○野田座長

そうですね。AJALT（公益財団法人国際日本語普及協会）などは、ここには入ってこれないことになるわけですね。

○神吉委員

JICE（一般財団法人日本国際協力センター）やAOTS（一般財団法人海外産業人材育成協会）などもあると思いますし、蓄積はそれなりにあると思います。そういうところはむしろ想定していいのではないかと考えています。

ただ、今の事務局の例にあるように、日本語教師が足りないから自ら養成研修を申請するというのは、少し怖いですね。質の確保がそもそもの議論の出発点だと思いますので、本当に質ではなくて量の確保だけになってしまうのは問題だと思いました。

○野田座長

その質の確保のために認証をしたいが、それはなかなか大変であり、そのあたりをどうするかということですね。

○高橋国語課長

資格の枠組みとして、まず質の担保と維持が前提になります。現行の枠組みを広げることにする際には、質が低下しないようにしなければならないと思います。進め方としては、手堅いところから始めて、状況を見ながら対象を広げていくという考え方もあろうかと思います。

○野田座長

この文化庁届け出受理日本語教師研修実施機関は、今どれぐらいの数があるのですか。

○増田日本語教育専門職

約140です。今年に入り、申請が増えています。最近は通信のコースで教育実習のみ提携先の日本語教育機関で受講する体制を組む機関も出てきており、選択肢が広がっていると感じております。

○神吉委員

整理させていただいてよろしいですか。教育実習の指導が受けられる体制を備えた教育機関というところは揺るがないと思います。大学と文化庁届け出受理機関、それから日本語学校、告示校、公益財団等があると思います。それ以外でここに入るものを考えるかどうかということ議論すればいいですか。

○野田座長

そうですね。

○井上委員

海外の教育機関は、検討はできないのですか。海外の大学などです。

○増田日本語教育専門職

検討は可能だと思うのですが、国内の大学等教育機関で教育内容の①と⑥等を指導していただいて、教育実習の現場が海外ということではないかと想定しております。

○井上委員

実施主体としてではなく、現場としては海外があるという発想ですね。

○増田日本語教育専門職

はい。教育実習現場で海外というケースは今もあります。ただ、教育実習実施機関としては、国内を想定しており、海外は認めておりません。

○野田座長

辻委員，どうぞ。

○辻委員

先ほど出た、小学校の取り出しクラスで日本語指導をするといった人たちの場合、例えば小学校の現場が教育実習の場になる、あるいは中学校が教育実習の現場になるという可能性はあってもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょう。

○野田座長

それは、実習先としてですか。

○辻委員

その取り出し教育を実施している機関です。

○戸田委員

教育委員会などでしょうか。

○辻委員

教育実習実施機関としては無理ですね。確かに。

○野田座長

指導が受けられる体制を備えた教育機関という部分については、皆さん、御意見一致していると思います。実際にどこまでというのは微妙なところがありますね。

○井上委員

地域日本語教育コーディネーターというのが、告示校で言うと主任教諭に相当するものとして配置されることになっていますよね。これは実際に、そういうコーディネーターとして認められた人が機能しているものなのですか。もし、それであれば、そういうコーディネーターが配置されているところは十分、教育実習実施機関として機能するのではありませんか。

○北村日本語教育専門職

実態をお話すると、地域日本語教育コーディネーターの設置に対しては、まだ行政的なルールはありません。設置されているケースは、全体の約1,800の地方公共団体の数から考えるとかなり少ない数となっています。ただし、設置されているところの要件を見ると、過去に日本語教師だった方や、日本語教育の背景がある方を設置するというケースが多いのが実態です。地域日本語教育コーディネーターの条件は、現実を見ながら作ってはいますが、必ずしもこれに当てはまるとも限らないというのが実態で、現場の実情に応じて選任する人の条件が決められているという状況になっています。

○井上委員

地域日本語教育コーディネーターというのは、肩書きとして名乗っていいのですか。

○高橋国語課長

法律などに基づいたコーディネーター制度というものがあるわけではありません。あえて言うとなると、自治体の推薦を受け、文化庁のコーディネーター研修を修了した方々を「地域日本語教育コーディネーター」と呼ぶことができると思います。

○北村日本語教育専門職

課長が今申し上げましたように、地域日本語教育コーディネーターの法的な規定はありません。何かあるとしたら文化庁主催地域日本語教育コーディネーター研修ですが、これを受ける前から地域日本語教育コーディネーターを名乗っている方もいますし、受けた後で名乗り始める方もいます。受けてないからといって、名乗って罰せられるものでもないので、そのあたりは名称を独占するものではありません。

○野田座長

よろしいですか。ほかに、いかがでしょうか。大まかな線ではこの方向なのですが、いろいろなケースがありそうですね。今日完全な結論は得られないということで進めてよろしいですか。

○神吉委員

法務省告示校告示機関と、公益法人で日本語教育の経験のある機関は盛り込むということは、皆さん、いかがでしょうか。私はそれでいいと思っています。

○井上委員

それは何らかの認証の制度が前提ということですか。

○神吉委員

はい。文化庁届け出受理日本語教師研修実施機関と同じような認証が必要ではないでしょうか。更にメリット、デメリットを整理しつつ、小委員会の方でも御議論いただくというのがいいと思います。

○野田座長

それから、(6)養成課程・研修実施機関等教育実習実施機関における措置については時間があつたらということにしまして、(7)に進みます。(7)教員免許取得者等の教育実習経験を有する者について配慮が必要かということです。既に何らかの経験がある方について、教育実習を受けないといけないことにするのかという問題があると思うのですが、この点いかがでしょうか。

○増田日本語教育専門職

事務局から(7)の意図を御説明させていただきたいと思います。まず、現行の法務省告示校の教員要件を満たす日本語教師については、検討項目7の経過措置のところで御議論いただきますので、今回(7)の検討の対象からは外していただきたいと思います。(7)の対象は、新たにできる資格の対象者です。2ポツ目にあるように、実務経験によって教育実習が免除となるケースを想定してよいかどうかです。また、海外の教育機関で1年以上日本語教授経験があるなどといった場合、教育実習を免除としてよいかどうかです。

三つ目ですが、実務経験を認める場合は、実務の証明が難しいということがありますので、どうやってそれを証明するのかというところもあわせて御検討いただければと思います。

○野田座長

いかがでしょうか。井上委員。

○井上委員

論点を確認したいのですが、(7)にアンダーラインで書かれているのは、教員免許取得者等の教育実習経験を有する者について配慮が必要かですので、教育実習の経験の有無だけが問われているわけですね。

○増田日本語教育専門職

すみません、これは教育実習経験ではなく、実務経験の誤りです。失礼しました。配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台」にありますように、実務経験を有する者に修正していただけますか。申し訳ありません。

○神吉委員

実務経験について、ここでは学校教員の経験と日本語教師の経験がありますが、まず、学校教員の経験を教育実習の免除にするというのはなくていいと思います。私自身が教員を5年やって、その後、日本語教育の世界に入りましたが、教育に関するスキルはありだと思います。ただ、学校教員は言葉が通じる人たちに教えるのが前提なので、その点が全然違います。その教育の経験を生かした上で、しっかり実習を受けて、言葉が通じない人たちに対する指導方法を理解しある程度スキルを得た上で資格要件とするというのが妥当だと思います。

○野田座長

教員経験だけでは適当ではないということですが、例えば日本語指導が必要な児童・生徒等に対する教育経験を持っている教員は、どうでしょうか。

○神吉委員

どうでしょうか。日本語指導が必要な児童・生徒等に対する教育経験と言ったとき、クラスに対象となる児童生徒がいたということが、恐らくカウントされると思うのですね。そうなったときには、やはり難しいのではないのでしょうか。

もう一つ、海外の日本語教師経験は、難しいですね。認めていいような気もしますが、非常に多様です。例外は作らない方がいいというように私は考えます。

○浜田委員

参考までに、ある校種の免許を持っている学校教員が隣接校種の免許状を取得する場合は、3年という長い在職経験がないと実習免除にはなりません。1年はあまりにも少な過ぎるという印象です。認めるにしてもかなりハードルを高くする必要があると思います。あまり積極的ではありませんが。

○戸田委員

国内外の教育機関で、特に例えば海外の教育機関で経験を全く切っけてしまい、最初からまた実習を課するという事はどうなのでしょう。どこの機関で教えたのが問題であり、しかしながら、どこの機関ならよいと認定をするのは難しいと思うのですが、全て認めないということには疑問を感じます。

○野田座長

それは、国内外の日本語教育機関での経験ですか。

○戸田委員

はい。浜田委員がおっしゃった、1年という実務経験年数については短いと思います。やはり、3年以上、もっと長くしてもよいのではないかと思います。

○浜田委員

学校教員の場合は、例えばフルタイムで働くというと業務量が大体イメージできます。しかし、例えば日本語教師として3年働くということは、何時間教えたか、どれぐらいの業務に携わったかとは、明確に測れるものなのでしょう。例えば、告示校で3年働くと、どれぐらいの業務量を体験しているか分かりますか。

○井上委員

常勤か非常勤かによって随分変わってくると思います。この報告書では3年で目安の時間が示されていたかと思います。

○増田日本語教育専門職

中堅で2,400単位時間以上です。

○井上委員

常勤で、普通1週間に20コマぐらい持ったとして、1年間で40週間あって800時間、それが3年で2,400時間という計算になるかと思います。

○浜田委員

そうであれば、告示校でフルタイムで働いている先生であれば、大体それぐらいだとすると、実務経験の証明が困難であるというところは解決できるということですか。

○野田座長

何時間働いたという証明はして下さるのですか。

○井上委員

カウントするのは大変です。

○野田座長

どの学校も対応して下さるのでしょうか。

○浜田委員

つまり、勤務時間の証明はできないが、例えば専任として何年から何年まで在職したという証明であればどうでしょうか。

○井上委員

それはできます。

○野田座長

それはできますね。

○浜田委員

中身がほんとうに確実なものとしてカウントできるかどうか、それができれば、この点はクリアできると思うのですが、実際は難しいのでしょうか。

○野田座長

どうでしょう。専任ではない方も多いですね。

○辻委員

日本語学校でも、留学生コースとそうではないコースがあったりすると、実働時間は全く異なります。証明が困難であるということを前提にするとしたら、実務経験の測り方は信頼しない方がいい、要素の中に入れていないほうが良いのではないのでしょうか。これはあくまでも公的な資格制度の設

計ですので、証明が困難なものをあえて入れない方が質の担保としては適切ではないかという気がします。

○野田座長

少なくとも、時間数でというのは難しそうですね。年数はまだしも。神吉先生。

○神吉委員

先ほど、例外を認めない方がいいと申し上げましたが、何年も現場で経験を積んだという方でも、必ずしも高いスキルを持っているわけではない方もいます。我流で何とかやっている方もいます。この資格制度に乗るレベルの教育能力があるとは言えない方もいらっしゃるのが現実だと思いますので、やはり、実務経験があるからということと、授業を分析的に見て自分で改善していく、又はきちんと計画を、ある種の理論にのっとして作って指導していくという経験をしていない方には、実習をきちんと受けていただいて、そこを通過したということを経験の要件にするということが必要だと思います。

○野田座長

ほか、いかがでしょう。

○戸田委員

この国内外の教育機関というのが、例えば国が派遣した海外で日本語教育を行っていたという場合でも、対象にしないほうが良いということでしょうか。

○野田座長

例えば、国際交流基金などをイメージしていますか。

○戸田委員

はい。それから、例えばその方の出身大学が提携している海外の大学で教えていたとか、そういうものも全く考慮しないということですね。分かりました。

○野田座長

御意見としては、教育実習を受けないといけないということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

ありがとうございます。

(6)の養成課程研修実施機関等の送り出し機関における指導の在り方について御意見ありましたら頂きたいと思います。先ほどの(5)教育実習実施機関及び実習現場の確保のための措置ともかなり関係があるかと思えます。

○神吉委員

(7)実務経験を有する者について配慮が必要かについての話に戻ってもいいでしょうか。

○野田座長

どうぞ。

○神吉委員

質問なのですが、今後、新たな資格の対象となる者については教育実習を受けることを求めることとしてはどうかというのがありますが、この、今後新たな資格の対象となる者と、経過措置として資格を付与される者はどう区別するのですか。つまり、日本語教師としての実務経験がある人で、今後新たな資格の対象となる者は、言ってみれば私たちも含めて全員です。それは経過措置になるのか、新規になるのか。例えば、日本語教育能力検定試験合格者で、実務経験がある人が、資格を取ろうとしたら経過措置の範疇なのか、それとも今後新たな資格の対象となる者なのか。

○増田日本語教育専門職

経過措置を考えています。経過措置の対象は、法務省告示基準に示された日本語教員の要件を満たす者としてはどうかという議論は、昨年来小委員会に出ていることと思います。そうなった場合には、現行の法務省告示の教員要件では、実務経験はカウントされないこととなっております。一方、日本語教育能力検定試験合格は、それだけで告示の教員要件を満たすということになりますので、その方は経過措置の対象になると考えております。

○神吉委員

そうすると、ここで日本語教師として教育機関で1年以上の日本語教師経験を有する者でも、新たな資格要件に入りたい方は実習を受けてもらいましょうというのは、この三つとも持っていないくて、実務の経験だけある方ということですね。その人がどれかを取ったとして、その後の実習部分だけを免除するかどうかという話という理解でいいですか。

○野田座長

新たなのはそうです。

○神吉委員

分かりました。

○野田座長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、時間になりました。本日のワーキングはここで閉会とさせていただきます。検討事項6のその他の要件については、次回引き続き、検討を行うこととします。最後に事務局から事務連絡等がありましたらお願いいたします。

○増田日本語教育専門職

御審議ありがとうございました。今後のワーキングの日程について御案内いたします。参考資料1「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について」に今後の審議日程がございますが、次回は8月9日金曜日15時から開催を予定しております。先生方におかれましては御出席くださいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○野田座長

それでは、これで第2回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを閉会いたします。どうもありがとうございました。